

「山形県緊急誘客対策事業」業務委託基本仕様書

1 委託業務の名称

「山形県緊急誘客対策事業」業務

2 委託期間

契約締結の日から令和8年2月27日（金）まで

3 委託業務の目的

山形新幹線の一部運休により落ち込んだ観光需要の回復のため、県内宿泊施設の料金割引キャンペーン（以下、「キャンペーン」という。）を実施し、県内の観光需要喚起を図ることを目的とする。

4 キャンペーンの実施期間

契約日以降、受託者が指定する日から令和7年12月20日（土）まで

5 委託業務の内容

(1) キャンペーンの運営に関すること

① キャンペーン参加事業者の募集に関すること

やまがた観光キャンペーン推進協議会会員（以下「会員」という。）及び会員を支店に持つ旅行会社（旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に規定する旅行業者として観光庁長官又は山形県知事の登録を受けている事業者をいう。以下同じ。）、会員である団体に加盟する旅行会社に対して、キャンペーンの内容を効率的に広く周知するとともに、募集要項を定め参加申請を募り、所定の審査を行い、参加登録を行うこと。

(ア) 参加申請の受付

参加申請の受付は、契約締結後すみやかに開始し、受付終了日は別途発注者と協議のうえ定めることとする。受付終了日以降は、原則として新規の参加申請を受け付けない。

(イ) 参加可否に関する審査

参加を申請した事業者がキャンペーン参加事業者としての資格を有するかについて審査を行い、すみやかに申請者に対して参加の可否について結果を通知すること。なお、審査を行ううえで疑義が生じた場合は、必ず発注者に判断を仰ぐこと。

(ウ) 参加事業者データの登録

参加事業者の登録事項を Microsoft Excel 等の形式によりデータベース化し、キャンペーン終了後は、各参加事業者への支払い実績を容易に確認できるよう加工した完成データを、発注者へ納品すること。

② キャンペーンに関する割引相当分支払い及び精算に関すること

(ア) 対象期間

本仕様書4のとおりとする。

(イ) 支払い対象者

本仕様書5(1)①により参加登録を行った者とする。

(ウ) 支払い対象商品

支払い対象者が造成又は販売した以下の商品とする。

山形県内への宿泊に所定の割引を行った商品、かつ、キャンペーン参加事業者

の参加登録が完了した後に販売を開始した商品であり、下記 a、b のいずれかに該当する商品。

a. 受注型・募集型の新規受付団体商品（山形新幹線を利用した商品を除く）

b. 窓口及びWebで販売される宿泊のみの商品

(エ) 支払い金額（割引額）

山形県内への宿泊1泊につき一人あたり3,000円とする。

(オ) 割引相当分の支払い総額（割引原資）

9,000千円以上

(カ) その他

より確実かつ効果的な手法で支払いおよび精算を実施すること。また、事務の遅延や混乱が生じないように管理体制を確立し、業務内容の進捗管理を徹底すること。

③ キャンペーン参加事業者からの問合せ等への対応

(2) キャンペーンの広報・プロモーションの実施に関すること

キャンペーンをきっかけに、新たに山形県への宿泊を検討させるような各種の広告宣伝を実施すること。内容については、発注者と協議の上、迅速に対応できる体制を整えておくこと。

6 業務報告

(1) 毎月末日締めで、各参加事業者への支払い計画及び支払い実績等を発注者へ報告すること。

(2) 事業終了後、各参加事業者への支払い実績等を発注者へ報告すること。

7 履行期限

令和8年2月27日（金）

8 成果品

業務が完了したときは、下記の成果品を、7の履行期限までに提出すること。

(1) 業務完了報告書 2部

(2) 業務の実施状況に関する報告書 2部

(3) プロモーションに係る電子データ

9 その他留意事項

(1) 実施計画書

受注者は、本業務の委託契約締結後、速やかに実施計画書を提出し、発注者と協議を行ったうえで業務を実施するものとする。また、実施計画書には、業務の実施方法、業務工程表及び従事者の氏名を記載すること。

(2) 届出及び報告

受注者は、以下の事由が発生したときは、発注者に対して速やかに届出または報告を行い、発注者の指示に従うこと。

① 業務履行体制を変更したとき

② 業務履行に際して事故が発生したとき

③ 発注者から届出または報告を求められたとき

(3) 打合せの実施

受注者は、本発注者に対し、業務の進捗状況及び課題について随時報告を行うとともに、業務の履行にあたっての調整または確認を行うため、発注者と毎月1回以上打合せを行う

こと。

(4) 成果物に関する権利の帰属

- ① 受注者は、成果物に係る受注者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を、成果物の引渡し時に発注者に無償で譲渡すること。
- ② 発注者は、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができることとする。
- ③ 受注者は、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意すること。
- ④ その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議のうえ決定すること。
- ⑤ (5) の規定は、本業務を再委託した場合においても適用する。受注者は、再委託先との間で必要な調整を行い、再委託先との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任を負うこと。

(5) 委託事項の順守・守秘義務

- ① 受注者は、本契約業務の実施にあたって、関係法令、条例及び規則等を順守すること。
- ② 受注者は、本履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。

10 その他

- (1) 受注者は発注者と連絡を密にしながら業務を遂行するものとし、必要に応じて随時打合せを行う。
- (2) 仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者との協議により決定する。協議の成立が困難な場合は、発注者側の解釈による。